

保育士の処遇改善に思う

理事 橋本 富明



とある宅配業者がお昼の時間帯の配達を中止した。配達員の昼食と休憩時間を確保するためだそうである。2時間ごとに細分化された配達時間のオーダー制度の裏には配達員の過重労働があった。顧客は頼んでおきながら指定時間に不在なときもあり、配達員が再配達を余儀なくされるケースもかなりの数あるというが、再配達しても料金はかわらない。何度も運ぼうが業者負担であり「利益なき繁忙」などと言われている。利用者には、このような過剰ともいえるサービスが当たり前の日常になりつつある。どんどんハードルを上げる、恐るべき日本のサービス業界である。でも、保育業界も何だか他人事とは思えないでのある。

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士にはより高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことが責務となつた。他方、日々の業務の中にも新たなる仕事が増えてきている。例えばSIDSの対策について言えば、窒息死の予防のために、5分おきに赤ちゃんの呼吸を確かめ、矢印で顔の向きを記入するなどの対応をとることになった。赤ちゃんが10人もいると、一人ずつ確認して一回りするとすでに5分経過、確認二回り目に突入する。赤ちゃんたちがお昼寝をしている間、ずっとこの作業は繰り返され、一斉にお昼寝をするのではないので、誰かが一日中見張りをしていなければならぬ。この対応は0・1歳児に限ったことでなく、地区によっては幼児まで対象としているところもあると聞く。それだけではない。昨今は多くの保育園で療育支援に取り組み、専門機関や小学校との連携、療育関連の研修などに自主的に行っている。また、社会福祉法人制度改革による公益事業への取り組みの検討や、災害時に対応するBCPの作成や不審者対策、けがの対応やヒヤリハットの記入など、すべての課題は当然ながら保育園の職員が分担して実施している。次から次へと新たな課題に対応していくと、何だか冒頭の業種と重なってくると思うのは私だけだろうか。いろいろなことに気付き、取り組めば取り組むほど、一体どこまでやれば保育園の業務は完結するのか。おそらく、多くの園長先生方も似たような思いを抱いておられるのではないか。

さて、平成29年度は保育士処遇改善が大幅に実施される、記念すべき年度である。幸か不幸か、国も東京都も、いつまでもなくならない待機児童と保育士不足対策に業を煮やし、結果、保育士の処遇改善に光が当たった。これに敢えて異を唱えさせていただくのだが、先に述べたような保育現場の現状から仕事量と業務の拡大と責任に見合った処遇改善ではなく、あくまでも待機児解消と保育士確保、つまりは経済発展の基盤としての補助である、ということ。であるならば、“待機児解消が終わったら補助金がなくなるかもしれない”という邪推も生まれてしまう。公定価格に反映されていないと、あくまでも単年度の手当として扱わざるを得ない。

公私格差是正を復活してほしいという声もあるが、それよりも義務教育の基礎となる乳幼児期の保育の大切さを皆が認識し、小学校教諭と同等の給料表が使えることを目指すべきだと思っている。保育士の「利益」は、金銭面だけではないがそれでも、今、頑張っている職員の給料が上がることは、現場のモチベーションにもつながり、大いに喜ぶべきものである。この機を逃さずに、「利益なき繁忙」とならぬように、思い切った処遇改善に取り組むことが、平成29年度の経営者の重大な課題であると思う。